

審判員等に関する旅費基準

(一社) 熊本県サッカー協会審判委員会

1. 目的

この基準は、(一社) 熊本県サッカー協会審判委員会（以下「本県協会」という。）の役員等（以下「役員等」という。）、本県協会所属の審判員又は審判インストラクター（以下「審判員等」という。）に対する旅費又は講師料等（以下「旅費等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 旅費等の対象

- ① 役員等が本県協会を代表して、県外に会議等で出席し、又は本県協会主催の会議に出席しその職務を行うために旅行したとき。
- ② 審判員等が本県協会を代表して、審判技術の向上のために（公財）日本サッカー協会又は（一社）九州サッカー協会主催の研修会に参加したとき。本県協会を代表してとあるのは、本県協会審判委員長の推薦を受けたものとする。なお、各個人の資格の更新のための研修会、審判委員長の推薦を受けてないものは対象外とする。
- ③ 3級審判員及び3級審判インストラクターが、（一社）九州サッカー協会主催の2級審判員または2級審判インストラクター資格取得研修会に本県協会審判委員長の推薦を受けて参加したとき。
- ④ 審判員等が、本県協会主催の認定講習会又は更新講習会、研修会の講師として派遣されたとき。
- ⑤ その他、審判委員長が必要と認めたとき。

3. 旅費等の内容

- ① 旅費は、原則として交通費、宿泊費及び日当とする。
- ② 講師料は、認定講習会や更新講習会、各種研修会の講師手当、**審判インストラクター手当**、アシスタント手当、審判アセッサーの手当とする。
- ③ その他、特に審判委員長が必要と認めたものとする。

4. 旅費等の額

- ① 交通費及び宿泊費は、原則として実費相当額とする。なお、他からの支給がある場合は、その額を除いた額とする。
- ② 日当は、（公財）日本サッカー協会及び（一社）九州サッカー協会主催の会議に出席した場合は3,000円、本県協会主催の会議については2,000円以内とする。
- ③ 講師料は、認定講習会 8,000円、更新講習会 5,000円、研修会 5,000円（4時間まで）又は8,000円（4時間を超える）、審判アセッサー3,000円（1試合）、3級認定講習会実技試験**講師** 5,000円（1日）とする。以上の金額以内とし、アシスタントについては、概ね講師料の半額とする。
- ④ 役員等及び審判員等が**自家用車で移動した場合**の県内での交通費は、会議等の開催地と居住地の距離に応じて次の金額とする。
35km以下 1,000円 35kmを超え 70km以下 2,000円 70kmを超え 3,000円
- ⑤ 審判員等が（一社）九州サッカー協会の上級審判員として研修会等に参加する場合の交通費は、その都度支給せず、その年度の審判員等の人数に応じて予算の範囲内で旅費を補助する。
- ⑥ **①項から⑤項までの規定に関わらず**、審判委員長が必要と認めるときは、その年度の予算の範囲内で支給することができる。

5. その他

この基準に該当しない**事例が発生したときは**、その都度審判委員会にて協議するものとする。

附 則

この基準は、2012年4月1日から適用する。

改 正

この基準は、2020年4月1日から適用する。